

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	今帰仁村

今帰仁村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 今帰仁村役場経済課
所 在 地 今帰仁村字仲宗根 2 1 9 番地
電 話 番 号 0 9 8 0 - 5 6 - 2 2 5 6
F A X 番 号 0 9 8 0 - 5 6 - 2 1 0 5
メールアドレス nousei04@vill.nakijin.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シロガシラ・マンゲース・イノシシ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	今帰仁村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積	被害数値
シロガシラ	柑橘類 野菜類	不明	1,000円
マンゲース	柑橘類 野菜類	不明	不明
イノシシ	サトウキビ 甘藷類	不明	541,000円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>シロガシラ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息状況：群れを形成し生息する。春先には繁殖活動でツガイが見られる。 2. 被害発生時期：本村では12月～翌年2月に被害がある。被害状況は少しずつ増えており、今後も生息数が増加すると思われる。 <p>マンゲース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生息状況：令和6年度に300頭前後のマンゲースを箱罾で捕獲したことから、かなりの頭数が生息していると思われる。 2. 被害発生時期：年間を通して被害が発生している。 3. 発生場所：村内全域 4. 被害地域の増減傾向：令和元年度は統計上、農作物への被害は数値として出ていないが、村内各地で多品目（イモ、パイン、鶏、カボチャ等）にマンゲースと思われる被害報告が確認されており、今後さらにマンゲースが増加すれば、被害が拡大することが懸念される。 <p>イノシシ</p>

1. 生息状況：令和6年度から目撃情報が相次いでおり、村内の西地区山間部でイモ類を中心にサトウキビ等の被害がみられる。
2. 被害発生時期：年間を通して被害が発生している。
3. 発生場所：村内の西地区山間部で被害が目立っている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
- 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
シロガシラ	被害金額：1,000円 被害面積：不明	被害金額：800円 被害面積：不明
マンガース	被害金額：不明 被害面積：不明	被害金額：不明 被害面積：不明
イノシシ	被害金額：541,000円 被害面積：不明	被害金額：432,800円 被害面積：不明

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
- 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止対策実施隊を設置し、イノシシの駆除活動を行ってきた。また、被害状況の情報共有を各字との連携してきた。 ・鳥獣被害のある農家が自衛のため捕獲箱による駆除。 (捕獲したシロガシラは埋設処理) ・鳥獣被害のある農家が自衛のため箱わなによる駆除。 (捕獲したマンガースは埋設処理) 	<p>狩猟者が少ないため、担い手の育成が必要。また、新規狩猟免許取得者の確保が課題。</p> <p>※大宜味村参考（削除する）</p>
防護柵の設置等に関する取組	該当なし	被害の状況把握に努め、今後、防護柵の設置計画を検討する必要がある。
生息環	出没時の対応等について啓発	人的被害は出ていないものの、継

境管理 その他 の取組	資料の作成を行い、今帰仁村公 式 LINE、HP 及び各自治区への 周知を行ってきた。	続して周知を行い、出没時の対応 等を認識してもらう必要がある。
-------------------	---	------------------------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

シガシラ：状況に応じて捕獲箱を増加し、被害軽減に努める。シガシラの生態についても調査する。

マングース：雑食性のマングースは今後、生息数増加により被害が大きくなる可能性があるため箱罠の設置数増加及び事業を活用した捕獲活動を行う。

イノシシ：生息状況の調査や ICT 機器を活用して対策を実施し、被害の多い地区から捕獲活動を行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT (情報通信技術) 機器や GIS (地理情報システム) の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

今帰仁村鳥獣被害対策実施隊

- ・実施隊員は、今帰仁村長が任命し活動を行う。(捕獲箱・箱罠駆除・銃器駆除)
- ・実施隊員は、捕獲箱及び箱罠にて農家が自衛のために駆除活動を行う場合には、実施隊員指導のもと、捕獲活動を行う。
- ・被害報告や駆除依頼があった場合は、村担当者が現場を確認し、実施隊員へ報告する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許・猟銃免許）
令和9年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許・猟銃免許）
令和10年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許） ・狩猟免許取得推進（罾猟免許・猟銃免許）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
シロガシラ：今後の被害拡大を防ぐためにも、令和8年度～令和10年度の3年間で生息個体数を減らしながら生息状況調査を行い、被害防除に努める。
マンガース：令和6年度は300頭ほどの捕獲実績があるが、今後も生息数の増加が予想される。令和8年度～令和10年度の3年間で生息数を減らし、被害が拡大することがないように努める。
イノシシ：イノシシが生息地を今帰仁村に広げており、銃器駆除及び罾を設置して生息数の拡大を防ぐよう努める。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
シロガシラ	200羽	200羽	200羽
マンガース	600頭	600頭	600頭

イノシシ	100頭	100頭	100頭
------	------	------	------

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲時期：通年（生産者・住民からの被害報告を受け捕獲活動を行う）
捕獲方法：銃器、わな（イノシシ）、捕獲箱（シロガシラ、マングース）
捕獲場所：今帰仁村内全域

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
必要性：警戒心が強く、近づくことが困難なため、ライフル銃を使用することにより射程距離や精度を上げて効率的に駆除する。
取組内容：捕獲手段：銃器による捕獲。
実施予定時期：令和8年度～令和10年度
対象予定場所：今帰仁村全域（ただし国指定鳥獣保護区は除く）

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
今帰仁村	シロガシラ・マングース・イノシシ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
------	------

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シロガシラ マンガース イノシシ	侵入防止柵設置検討	侵入防止柵設置検討	侵入防止柵設置検討

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シロガシラ マンガース イノシシ	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理	・収穫期等の追払い活動 ・放任園地の管理指導 ・侵入防止柵の維持管理

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。
令和9年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。
令和10年度	シロガシラ マンガース イノシシ	・農家や地域住民に対して、被害防止に係る技術情報等の周知・普及を徹底する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

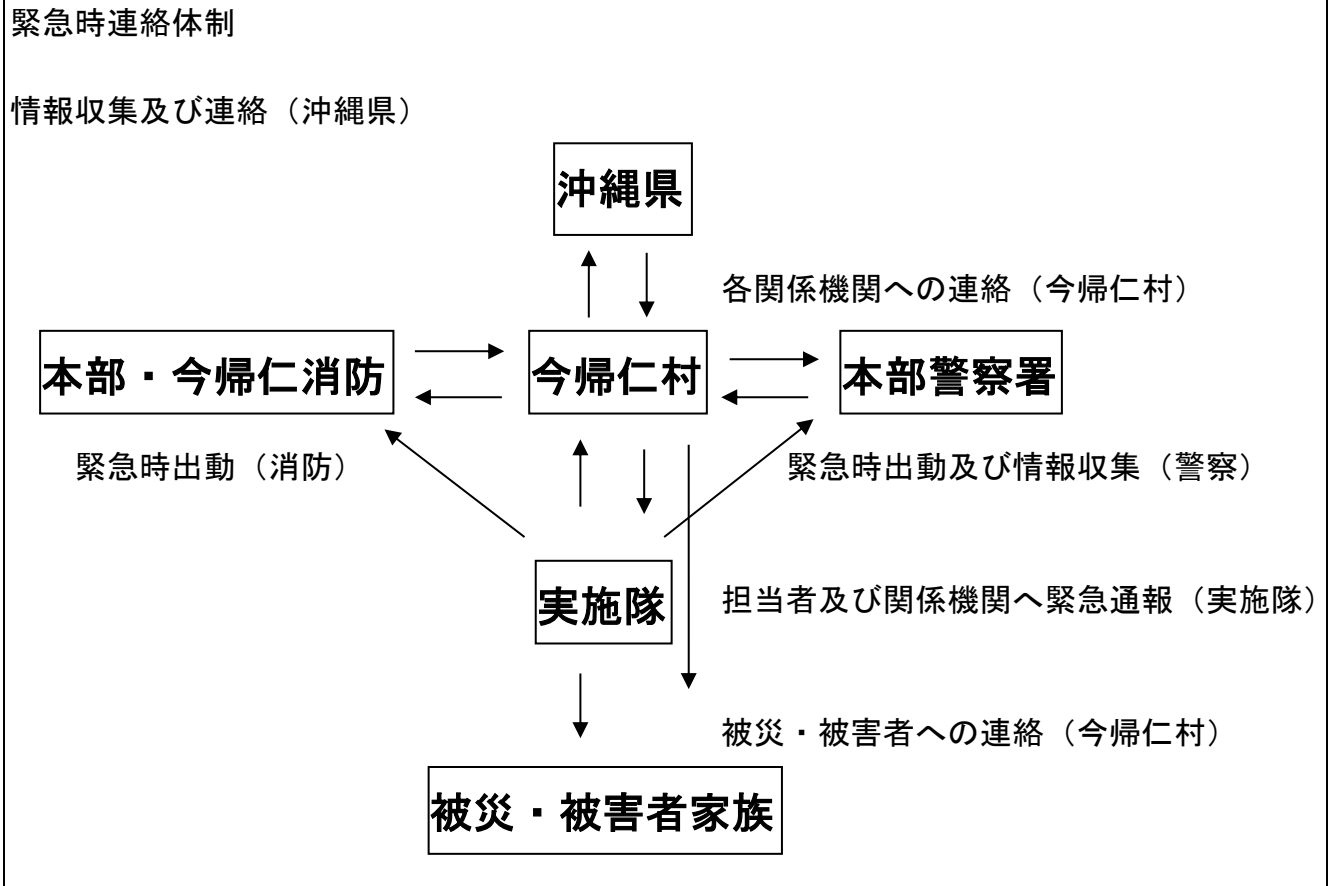
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
今帰仁村役場経済課	・緊急時の情報収集及び関係機関への連絡 ・実施隊員等への許可証発行・警察署及び各自治区への活動時の連絡
今帰仁村鳥獣被害対策実施隊	・緊急時の村担当者への連絡・状況の説明
本部警察署	・駆除活動時の通報等の対応

本部・今帰仁消防	・緊急時の対応。
沖縄県	・緊急時の情報収集・対策指導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シロガシラ	埋設処理
マンガース	捕獲現場での埋設処理
イノシシ	原則持ち帰って適切に処理。その他は埋設処理。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	予定なし。
ペットフード	予定なし。
皮革	予定なし。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等で	予定なし。

のと体給餌、学術研究等)	
--------------	--

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	今帰仁村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	
今帰仁村役場経済課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今帰仁村鳥獣被害防止計画書の作成 ・ 被害情報収集 ・ 関係機関との連携 ・ 実施隊への指導、監督、助言
J A 沖縄 今帰仁支店	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家との情報交換
北部地区営農振興センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害調査 ・ 防除指導
北部農林水産振興センター 農業改良普及課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣による食害の防除方法の指導・情報提供等

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
今帰仁村鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の駆除
沖縄県防除技術センター	防除対策及び指導
沖縄本島北部地区 野生鳥獣被害対策協議会	鳥獣被害実態・取組活動等情報共有

今帰仁村区長会	・地域住民への情報提供・情報収集
---------	------------------

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>今帰仁村鳥獣被害対策実施隊</p> <p>・狩猟免許所持者・罟免許所持者を中心に構成し、被害報告を受け、出動は村長が命令する。</p>
--

- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣被害対策協議会を中心に、農業者、自治会および行政が一体となり、情報共有を行い、迅速な被害対応ができるよう連携する。</p>
--

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣等を駆除するだけでは、抜本的な対策とはいえないため、村民一丸となった鳥獣対策を行う。 ・地域住民・農家・関係機関・近隣市町村との協力連携を図る。 ・令和8年2月現在、沖縄県全域において野生イノシシにおける豚熱・、アフリカ豚熱の感染は確認されていないが、野生イノシシが豚熱及びアフリカ豚熱に感染している可能性を考慮し、狩猟の際は適正な処理・消毒を実施する。
--

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。